

豊田工業高等専門学校運営諮問委員会規程

制 定 平成26年3月31日

最終改正 令和4年3月28日

(設置)

第1条 豊田工業高等専門学校（以下「本校」という。）に広く学外者の有識者から意見を求めるため、運営諮問委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、校長の諮問に応じて、本校の教育研究活動等の状況について、評価及び助言等の提言を行い、自己点検・評価等に関する活動を支援することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、人格識見が高く、かつ、本校の振興発展に関心と理解のある者で、次の各号に掲げる者のうちから、校長が委嘱した委員をもって組織する。

- 一 大学、高等専門学校等教育機関の教員又は経験者
- 二 本校の所在する地域の教育関係者
- 三 地方自治体の関係者
- 四 地域産業界等の関係者
- 五 本校の支援団体等の関係者
- 六 その他校長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。

(運営)

第6条 委員会は、校長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 校長は、委員会からの評価及び助言等の提言があった事項について、自己点検・評価・将来計画委員会に報告するものとする。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務課総務企画係において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 豊田工業高等専門学校外部評価委員会規程（平成16年4月1日制定）は、この規程の施行日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月28日から施行する。